

福 障 第 583 号
令和 2 年 5 月 29 日

各指定障がい児通所支援事業所 管理者様

寝屋川市福祉部
障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策のための対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 標題の件について、対応の取り扱いをお知らせします。

記

○学校再開に向けた放課後等デイサービスにおける取り扱いについて

国の緊急事態宣言解除及び大阪府の自粛解除に伴い、学校再開に向けた動きが出てきました。それに伴い、放課後等デイサービスの就業日、休業日の取り扱いをお伝えします。

- ① 寝屋川市立小中学校については、6月15日より**本格再開**とされました。
6月12日（金）までは、分散・短縮授業となり、**スタートアップ期間**とされました。
これらの期間に関する取り扱いとして、**スタートアップ期間**については、学校休業日として取り扱い、6月15日**本格再開**より、学校就業日として、取り扱いを実施いたします。
- ② 府立支援学校については、6月22日より**本格再開**とされました。
6月19日（金）までは、分散・短縮授業となり、**スタートアップ期間**とされました。
これらの期間に関する取り扱いとして、**スタートアップ期間**については、学校休業日として取り扱い、6月22日**本格再開**より、学校就業日として、取り扱いを実施いたします。

※尚、現在実施している臨時的な取り扱いである在宅支援については、5月28日付の厚労省通知に基づき、当面の間、継続と致します。

今後も、感染拡大の防止に留意し、引き続きの支援をお願いします。

【問い合わせ先】

寝屋川市福祉部

障害福祉課 TEL 072-812-2026

FAX 072-812-2118